

漏水等による水道料金の軽減に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、五泉市給水条例第30条に基づき、給水装置の漏水等により使用水量が多量となった場合における水道料金の軽減について、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 使用者の善良なる管理にもかかわらず、使用水量が多量となった次に掲げる場合に、1回に限り適用するものとする。

(1) 水道メーター以降の給水装置の破損により漏水した場合で、その修繕が完了したと認めるとき

(2) 漏水以外の原因により使用水量が多量となった場合で、用途を家事用又は家事兼営業用とする使用者が、生活保護受給世帯又は市民税非課税世帯であるとき

2 前項の規定は、当該月検針分についてのみ行うものとする。ただし、積雪等により認定検針している場合など、特別な理由がある場合はこの限りではない。

3 五泉市共同住宅における給水及び料金算定の特例に関する規程に基づき、第2種共同住宅に認定された各戸メーターは、五泉市給水条例第16条の規定により市長が設置したものとみなし、本要綱を適用させる。

(認定使用水量)

第3条 認定使用水量とは、検針水量から漏水等により増加したと思われる水量を減じたものをいい、次の式により算出する(小数点以下切捨て)。ただし、認定使用水量が通常使用水量の2倍に満たない場合は、通常使用水量の2倍を認定使用水量とする。

$$\text{認定使用水量} = \text{検針水量} - (\text{検針水量} - \text{通常使用水量}) \times \text{軽減率}$$

※通常使用水量とは、前年同月または前2ヶ月平均使用水量のいずれか少ない水量とする。ただし、新設、再開等でこれにより難しい場合は、修理後の水量とする。なお、口径13ミリメーターの施設で、1ヶ月当りの水量が10m³未満の場合は、通常使用水量は10m³とする。

漏水等による使用水量増加の内容	軽減率
○地下給水装置の故障で、漏水の発見が困難と認められる場合。 ○屋内漏水（壁内、床下等）で、発見が困難と認められる場合。	50%
○屋外給水装置の故障で、積雪等のため漏水の発見が困難と認められる場合 ○使用者が老齢及び身体の故障により、管理者の責務を果たす能力を失っており、漏水を発見できなかったと認められる場合。 ○用途を家事用又は家事兼営業用とする使用者が、生活保護受給世帯又は市民税非課税世帯であるとき	30%
○常時管理者が不在で、漏水の発見が遅れた場合。 ・神社、公会堂等 ・入院等による空き家	20%

（適用除外）

第4条 使用水量が多量となった原因が次に掲げる事由に該当するときは、この要綱を適用しない。

- （1）給水栓、受水槽及び受水槽以下の設備、衛生設備のボールタップ等の故障によるものであるとき
- （2）使用者及び所有者の故意、過失ならびに第三者の加害によることが明らかであるとき
- （3）給水装置工事が未承認のもの、又は指定工事店以外の者が修繕したものであるとき
- （4）給水装置の修繕勧告を受けた後30日を経過しても履行しないとき、又は修繕が不完全と認められるとき
- （5）該当する月の検針水量が、通常使用水量の2倍を超えないものであるとき

（申請）

第5条 使用水量の認定を受けようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

第2条第1号に基づく認定	<ul style="list-style-type: none"> ・水道料金軽減申請書 ・給水装置漏水修理証明書 ・写真（漏水箇所がわかるもの）
第2条第2号に基づく認定	<ul style="list-style-type: none"> ・水道料金軽減申請書兼同意書

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、水道料金の軽減に関し必要があると認められる場合は、その都度市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。